

の現状に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければなりません。

3. 認定施設の設置者は、役員、校長若しくは教頭に変更があった場合又は授業料若しくは入学料の改定があった場合には、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければなりません。

【認定の取消し】

1. 文部科学大臣は、認定施設が認定の基準又は運営の基準に適合しなくなったとき、認定を取り消すことができます。
2. 認定施設の設置者は、当該認定施設の取消しを申請し、文部科学大臣がこれを承認する場合には、認定の取消しを受けることができます。



Q & A

在外教育施設が認定されると、どうなるのですか。

認定制度では、在外教育施設の設置者の申請に基づき、当該在外教育施設が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うことにより、以下のような効果が生じます。

- 卒業者には高等学校又は大学の入学資格が認められる。(学校教育法施行規則第95条第二号及び第150条第二号等)
- 高等学校卒業程度認定試験の試験科目に相当する科目を習得した者については当該試験科目について試験を免除される。(高等学校卒業程度認定試験規則第5条第3項)
- 認定在外教育施設における勤続年数を校長、副校長及び教頭の基礎資格である在職年数とすることができる。(学校教育法施行規則第20条及び第23条)
- 教育課程については、学習指導要領等の定めるところによるが、地域社会、申請施設又は児童生徒の実態等から特に必要である場合には、弾力的取扱(一部につき特別の教育課程によること)ができる。(在外教育施設の認定等に関する規程第9条)



▲ 上海日本人学校虹橋校(中国)
「運動会 よさこいソーラン」

▼ アブダビ日本人学校(UAE)
「3,4年生 砂漠プレキャンプ」

